



四万十町若者定住促進支援 住宅取得補助金

町内に持家を取得する若者を応援します！

持家支援



最大
100万円

※ 取得費用が200万円を下回る場合は、その金額の1/2となります。

●補助金の交付要件

【対象者の要件】

- ① 新たに町内に住宅を取得される方
- ② 居住者全員が住民登録し、5年以上継続して居住する意思のある方
- ③ 交付申請時において、申請者又はその配偶者のいずれかが40歳以下の方
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 3親等以内の親族からの住宅取得でないこと。
- ⑥ 居住者が、町税等を滞納していないこと。
- ⑦ 居住者が、暴力団等排除措置対象者でないこと。

【住宅の要件】

- ① 居住を目的とした建築物であること。
- ② 取得対価を伴うものであること。
- ③ 新築の場合は合併処理浄化槽を設置（公共下水道等の排水処理区域内において管理組合に加入）すること。

●補助金交付手続きの流れ

① お申込み ※原則として請負契約又は売買契約の締結前に行ってください。

- 事前審査申込書に次の書類を添えて提出してください。
- ・ 同意書兼誓約書(様式第1-1号)
 - ・ 申込者又はその配偶者の生年月日が確認できるもの(免許証等の写し)
 - ・ 住宅の取得費用が確認できるもの(見積書等の写し)
 - ・ 取得する住宅の付近見取図、平面図(間取り図)等

- 審査により要件の適合が認められた場合は、内示通知書を交付します。

② 内示通知を受けた後、住宅を取得



取得手続き完了！！

③ 居住開始後、90日以内に交付申請

- 補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。
- ・ 売買契約書等取得対価のわかる書類の写し
 - ・ 建物の登記事項証明書の写し、又は住宅引渡書の写し
 - ・ 住宅の平面図(間取り図)等
 - ・ 住宅の現況写真
 - ・ 同居者全員の住民票(続柄の記載があるもの)

- 審査により補助金の交付が認められた場合は、決定通知書を交付します。

④ 決定通知を受けた後、補助金交付請求書を提出

- 請求書を受理した日から30日以内に補助金をお支払い（口座振込）します。



この補助金のほか、子育て世帯住宅取得支援事業補助金、町産材利用促進事業補助金、浄化槽設置整備事業費補助金等も併用できる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

建設課 22-3120 大正地域振興課 27-0111 十和地域振興課 28-5111